

中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中井町（以下「町」という。）が所有する商標及びロゴ（以下「商標等」という。）の活用を広く促進し、町の魅力を町内外に発信するとともに、商標等の適正な利用を図るため、商標等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 商標等に関する一切の権限は、町に帰属する。

(商標等の種類)

第3条 この要綱の対象となる商標等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 里都^{さと}まち（登録第5908642号）
- (2) 里都^{さと}まちロゴ

(使用許諾の申請)

第4条 商標等を使用しようとする者は、あらかじめ中井町商標等使用許諾申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて、中井町長（以下「町長」という。）に提出し、使用許諾を受けなければならない。

- (1) 使用許諾申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 商標等の使用内容が分かる企画書等
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 商標等を使用しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、使用許諾申請の手続きを省略することができる。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 町の事業の一環で町以外の者が使用するとき。
- (3) 町が後援・協賛・共催する事業の名称等として使用するとき。
- (4) 報道機関が報道目的で各種媒体を介して使用するとき。
- (5) その他町長が認めるとき。

(使用許諾の決定)

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請書が提出された場合、その内容を審査し、商標等の使用が第1条に規定する目的に合致すると認めら

れるときは、商標等の使用を許諾する。また、町長は商標等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による使用許諾を行った場合は、中井町商標等使用許諾通知書（第2号様式）により、使用許諾申請者へ通知するものとする。

3 使用許諾の期間は、使用許諾の日から最長2年間とする。

4 使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許諾の期間満了後において、引き続き商標等を使用しようとする場合は、改めて第4条第1項に定める使用許諾の申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

（使用許諾の制限）

第6条 町長は、第5条の規定に該当する場合であっても、使用許諾申請者の商標等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許諾しないものとする。

- （1） 町の信用又は品位を害するおそれがあるもの。
- （2） 特定の政治、思想又は宗教の活動に関するもの。
- （3） 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （4） 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （5） その他町長が不適切と認めるもの。

2 町長は、前項の規定により前条第1項の規定による使用許諾を行わない場合、中井町商標等使用不許諾通知書（第3号様式）により、使用許諾申請者へ通知するものとする。

（使用許諾の内容変更申請）

第7条 使用者は、使用許諾を受けた内容の変更を行う場合、あらかじめ中井町商標等使用内容変更申請書（第4号様式）に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出し、変更についての使用許諾を受けなければならない。

- （1） 変更後の商標等の使用内容が分かる企画書等
- （2） その他町長が必要と認める書類

2 前項による使用許諾の内容変更申請があった場合、第5条第1項及び第6条第1項の規定を準用する。

3 町長は、前項の規定により審査した結果、内容変更申請が適正と認められる場合は、中井町商標等使用内容変更許諾通知書（第5号様式）に

より使用者へ通知し、内容変更申請が適正と認められない場合は、中井町商標等使用内容変更不許諾通知書（第6号様式）により使用者へ通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 許諾を受けた使用内容のみに商標等を使用すること。
- （2） 別紙に定めるガイドラインに沿って使用すること。
- （3） 使用許諾を受けた権利の全部又は一部を第三者に譲渡、再許諾又は担保に供しないこと。
- （4） その他各種法令を遵守すること。

（使用料）

第9条 商標等の使用料は、無料とする。

（使用許諾の取消し）

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消すことができる。

- （1） 第7条に規定する変更についての使用許諾を受けずに商標等の使用内容を変更したとき。
- （2） 第8条の遵守事項を遵守しなかったとき。
- （3） 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- （4） その他町長が商標等の使用許諾の継続が不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合は、中井町商標等使用許諾取消通知書（第7号様式）により、取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用許諾の取消しを受けた者は、取消しの日から商標等を使用することができない。

4 町長は、第1項の規定により使用許諾の取消しを受けた者に生じた損害に対して、一切の責任を負わない。

（賠償責任等）

第11条 町は、使用許諾を行ったことに起因し使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、速やかに処理するものとする。
- 3 使用者は、商標等の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。
- 4 町長は、第2項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、商標等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

中井町商標等使用許諾申請書

年 月 日

中井町長 殿

申請者 住 所
代表者職氏名
電話番号

中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱第 4 条の規定により、使用許諾を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

使用の目的	
使用物品等の名称	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

添付書類

- (1) 使用許諾申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 商標等の使用内容が分かる企画書等
- (3) その他町長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 5 条関係）

中井町商標等使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

中井町長

印

年 月 日付けで申請のありました商標等の使用許諾について、中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱第 5 条の規定により許諾しましたので、下記のとおり通知します。

記

使用物品等の名称	
許諾期間	年 月 日～ 年 月 日
使用許諾番号	許諾第 号
備考	

第 3 号様式（第 6 条関係）

中井町商標等使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

様

中井町長

印

年 月 日付けで申請のありました商標等の使用許諾について、中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱第 6 条の規定により許諾しませんので、下記のとおり通知します。

記

使用物品等の名称	
許諾しない理由	
備 考	

第 4 号様式（第 7 条関係）

中井町商標等使用内容変更申請書

年 月 日

中井町長 殿

使用者 住 所
代表者職氏名
電話番号

中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱第 7 条の規定により、使用許諾を受けた内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

使用許諾番号	許諾第 号
使用物品等の名称	
変更する事項	
変更の理由	
備 考	

添付書類

- (1) 変更後の商標等の使用内容が分かる企画書等
- (2) その他町長が必要と認める書類

第 5 号様式（第 7 条関係）

中井町商標等使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

様

中井町長

印

年 月 日付けで申請のありました商標等の使用許諾の内容
変更申請について、中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱
第 7 条の規定により許諾しましたので、下記のとおり通知します。

記

使用物品等の名称	
許諾期間	年 月 日～ 年 月 日
使用許諾番号	許諾第 号
備考	

第 6 号様式（第 7 条関係）

中井町商標等使用内容変更不許諾通知書

第 号
年 月 日

様

中井町長

印

年 月 日付けで申請のありました商標等の使用許諾の内容
変更申請について、中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱
第 7 条の規定により許諾しませんので、下記のとおり通知します。

記

使用物品等の名称	
許諾しない理由	
備 考	

第 7 号様式（第10条関係）

中井町商標等使用許諾取消通知書

第 号
年 月 日

様

中井町長

印

中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱第10条の規定により、使用許諾を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

使用許諾番号	許諾第 号
使用物品等の名称	
取り消す理由	
備 考	